令和８年度

第１回　富山市福祉輸送地域公共交通会議資料

令和８年９月

目　　次

１　報告事項
富山市運営有償運送事業の実施状況等について・・・・・・・・・　１

２　協議事項
福祉有償運送の更新登録申請について・・・・・・・・・・　２～１１

【参考】有効期間の更新登録申請の際に必要な書類

１．更新申請書
２．定款等の書類（任意書式）
３．宣誓書
４．運営協議会においての合意を証する書類
５．自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（任意書式）
６．自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類及び運転証明証の写し
７．運行管理の責任者の就任承諾書
８．運行管理の体制等を記載した書類
９．運送しようとする旅客の名簿
10．登録証
11．旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面

1 報告事項

富山市運営有償運送事業の実施状況等について（令和8年3月31日現在）

(1)事業名

富山市高齢者移送サービス事業

(2)実施状況

委託先	登録の有効期間	自動車所有台数			運転者数				運転者の研修受講状況	
		車イス	車イス（軽）	計	大一	大二	中型	計	移送サービス運転者講習	計
富山市 社会福祉協議会	令和8年9月30日	1	3	4	1	1	2	4	1	1

旅客（会員）の状況			運送対価		
要介護	障害	計	距離	時間	その他
147	18	165	－	600円/60分	60分以降、 300円/30分

(3)事業実績

年度(末)	R3	R4	R5	R6	R7
登録者数（人）	163	150	142	164	157
運行回数（回）	2,244	2,285	1,778	2,203	1,660
運行距離（km）	54,183	51,765	37,925	49,550	39,795

(4)事故報告

○令和6年6月21日　《事故の状況》

・利用者を自宅に移送中、座席が前方に倒れ、接触時に左すねに、すり傷を負った。

・車両の損傷なし

・人身被害（利用者）あり

２　協議事項

更新内容（事務局作成）

【概要】

自家用有償旅客運送の種別		福祉有償運送
運送主体	法人名	富山市
	代表者	富山市長　藤　井　　裕　久
	事業所名	社会福祉法人富山市社会福祉協議会
	事業所所在地	富山市今泉８３番地１
	登録日（有効期間）	平成１８年１０月１日（令和８年９月３０日）
	登録番号	北富福第１号
運送の対象		（１）富山市に居住する概ね６５歳以上の在宅の高齢者で、要介護度１以上、または身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａを所持する者であり、日常的に車いすを利用し、公共交通機関を利用することが困難な者。 （２）富山市に居住する概ね６５歳以上の在宅の高齢者で、要介護度１以上、または身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａを所持する者であり、山間地に居住し、公共交通機関を利用することが困難な者。
運送の区域		富山市　発着のどちらかが富山市であること
使用車両 ※乗車定員11人未満		車いす車　４台
運転者	免許種別	中型二種２名、大型二種１名、大型一種免許１名（国土交通大臣が認定する講習修了した者）
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	受けていない
損害賠償	対人賠償無制限、対物賠償限度額200万以上の保険に加入していること	加入している
利用料金	対価の具体的な基準 富山市におけるタクシー運賃の約８割の範囲内であること	時間運賃：60分以内600円、その後30分毎に300円
管理運営体制	①運行管理の責任者の選任	選任されている
	乗務員及び運行管理、整備管理、事故・苦情処理の体制等について	指針に基づき対応する
法令順守	登録を受けようとする者が道路運送法第７９条の４第１項から４項の欠格事由に該当しないこと	該当しない
有効期間	更新の登録を受けようとする者が道路運送法第７９条の５第１項第１号イからハのいずれにも該当すること	該当する （登録の日から起算して３年、重大な事故等を引き起こしていない）

※福祉有償運送の要件（対象者、使用車両、運転者等）については、事務局において確認済みである。

様式第２－２号

令和８年９月２日

（宛先）富山市長

名　　称　富山市
住　　所　富山市新桜町７番３８号
代表者の氏名　富山市長　藤　井　　裕　久

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
名所　　富山市
住所　　富山市新桜町７番３８号
代表者の氏名　　富山市長　藤　井　　裕　久

２．登録番号
北富市福　第１号

３．自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送

４．運送の区域

区　域	備　考
富山市	

５．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　置
社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 本所	富山市今泉８３番地１

6．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	合計（軽）
	所有	（　）	4 (3)	（　）	（　）	（　）	（　）
	持込	（　）　※（　）	（　）　※（　）	（　）　※（　）	（　）　※（　）	（　）　※（　）	（　）　※（　）
	合計	（　）	4 (3)	（　）	（　）	（　）	（　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記入すること

6．運送しようとする旅客の範囲

福祉有償運送
（1）　富山市に居住する概ね６５歳以上の在宅の高齢者で、要介護１以上、または身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａを所持する者であり、日常的に車いすを利用し、公共交通機関を利用することが困難な者。
（2）　富山市に居住する概ね６５歳以上の在宅の高齢者世帯で、要介護１以上、または身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａを所持する者であり、山間地に居住し、公共交通機関を利用することが困難な者。

7．運送の区域ごとの対価の額
（必要に応じ関係資料を添付のこと）
片道１回６００円（６０分以内）
３０分超過ごとに３００円加算

8．（事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

9．添付書類
（1）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
（2）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類
（3）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
（4）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
（5）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
（6）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
（7）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
（8）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
（9）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
（10）運送しようとする旅客の名簿

様式第４号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（　富山市　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　名	住　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
1	[redacted]	[redacted]	大型	２種
2	[redacted]	[redacted]	中型	２種
3	[redacted]	[redacted]	中型	２種
4	[redacted]	[redacted]	大型	１種
5				種
6				種
7				種
8				種

※　運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。
※　第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（　富山市　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和　８年　９月　２日

住　所　[redacted]

氏　名　井田雄登

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（　富山市　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和　８年　９月　２日

住　所　[redacted]

氏　名　富永幸子

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第７号

運送の主体（申請者名）	富山市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（富山市）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託
1	井田　雄登	[redacted]		○

➢乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１１人未満の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
➢資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
➢運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　名	住　　所
1	井田　雄登	[redacted]

事務所名（　社会福祉法人　富山市社会福祉協議会　本所　）

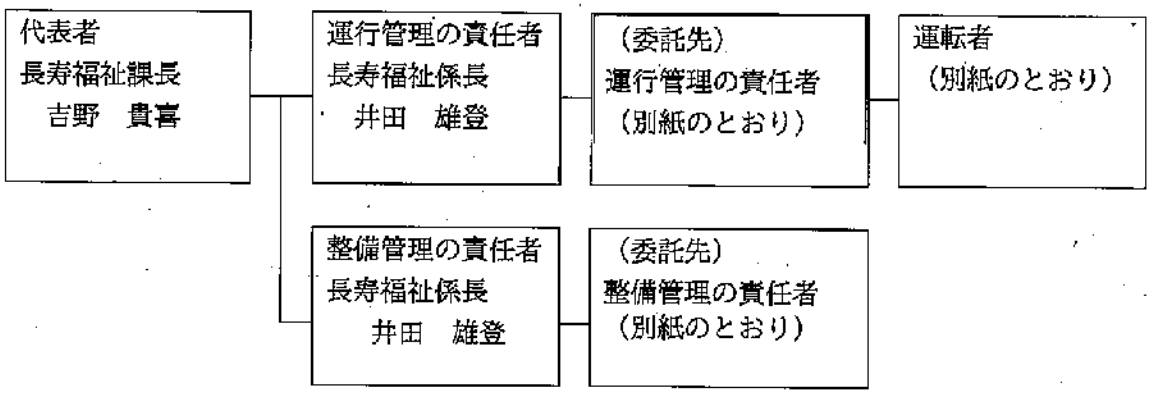
（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託
1	富永幸子	[redacted]		

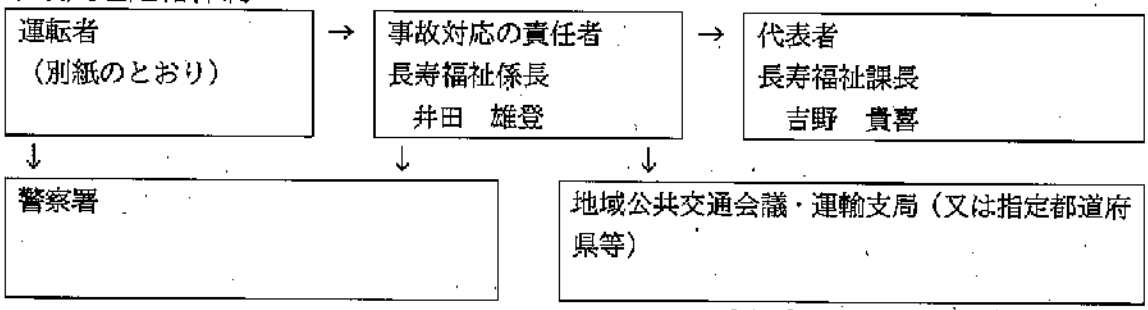
（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　名	住　　所
1	富永幸子	[redacted]

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

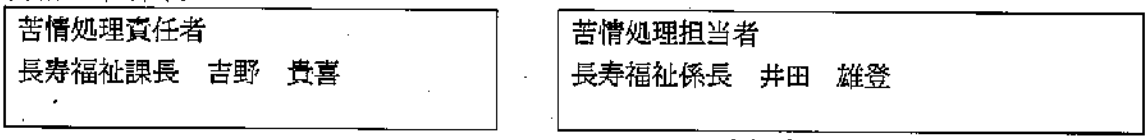


2．事故処理連絡体制



＊委託先については別紙のとおり

3．苦情処理体制



＊委託先については別紙のとおり

別紙

（1）運転者名簿

	氏　名	住　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
1	[redacted]	[redacted]	大型	2種
2	[redacted]	[redacted]	中型	2種
3	[redacted]	[redacted]	中型	2種
4	[redacted]	[redacted]	大型	1種

（2）運行管理体制

名　称	運行管理の責任者	整備管理の責任者
社会福祉法人　富山市社会福祉協議会　本所	富永幸子	富永幸子

（3）事故処理連絡体制

名　称	事故対応の責任者
社会福祉法人　富山市社会福祉協議会　本所	富永幸子

（4）苦情処理体制

名　称	苦情処理責任者	苦情処理担当者
社会福祉法人　富山市社会福祉協議会　本所	高畠利明	富永幸子

富山市指令　交第１２８０号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第７９条の６の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録（更新）を行ったことを証する。

記

1．登録番号

北富市福　第　1　号

2．登録の有効期間

令和８年９月３０日

3．名称、住所、代表者の氏名

富　山　市
富山県富山市新桜町７番３８号
富山市長　藤井　裕久

4．自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5．路線又は運送の区域

富　山　市

6．登録に付す条件

なし

令和５年９月２６日

富山市長　　藤井　裕久

富　山　市